

税申告

住民税(市・県民税)の申告期間は 2月8日(木)～3月15日(金)

市・県民税申告書は
1月末に郵送します

市・県民税は個人の前年中の所得に
対して課税されます。1月1日現在
市内在住で次に該当する方は申告が
必要です(所得税の確定申告をする方
は申告不要)。

- ・令和5年中に営業や農業、その他の
事業、不動産、年金、利子、配当など
の所得があった方
- ・社員で給与以外に所得があった
方や令和5年中に退職した方
- ・日給者で勤務先から給与支払報告
書が提出されない方

国民健康保険税の申告

国民健康保険に加入している方
は所得の申告が必要です。令和5
年中に所得のなかった方も、国民健
康保険税を算定する資料として必
要です。

申告の手続き

市・県民税、国民健康保険税の申
告会場の開設予定は下表のとおり
です。

なお、市・県民税申告書の提出は
郵送でも受け付けます。1月末に
送付する申告書に返信用封筒を同
封しますので、活用してください。

申告に必要なもの

- ・申告書
- ・令和5年中の給与・公的年金な
どの源泉徴収票、支払明細書、作
成した収支内訳書などの所得を
証明するもの
- ・令和5年中の医療費控除の明細
書または医療費通知、国民年金
保険料・生命保険料・地震保険料
などの控除証明書
- ・本人確認書類(個人番号(マイナ
ナンバー)を記載した申告書を提
出する場合のみ)

令和6年度課税(今回の申告)から の変更点

上場株式等の配当所得等や譲渡
所得等の課税方式が所得税と市
県民税で統一されます。

詳しくは、市ホー
ムページで確認し
てください。



▲ホームページ
はこちら

問(市)税務課 市民税係

<表>申告の日程と会場

	月 日	時 間	会 場	対 象 地 区
申告期間	2月9日(金)	午前9時30分～正午、 午後1時～3時	自由が丘公民館 中会議室	西自由が丘、中自由 が丘、東自由が丘、 自由が丘本町
	2月16日(金)	午前9時30分～正午、 午後1時～3時	緑が丘町公民館 中会議室	青山、緑が丘町
	2月19日(月)	午前9時30分～11時30分	別所町公民館 団体室	別所町
	2月20日(火)	午前9時30分～11時30分	細川町公民館 講座室	細川町
	2月21日(水)	午前9時30分～11時30分	□吉川町公民館 健康相談室・団体室	□吉川町
	2月22日(木)	午前9時30分～11時30分	志染町公民館 研修室	志染町(自由が丘・ 青山を除く)
	2月8日(木)～ 3月15日(金) (平日のみ)	午前9時～午後4時 午前9時～11時30分、 午後1時～3時	市役所 3階みつきいホール 吉川支所(吉川健康福祉 センター2階)	市内全域

- ・上記の時間以外は受付できません。また、税務課窓口での受付もできません。
- ・みつきいホール以外の会場は、会場受付のみとなります。
- ・みつきいホールは、13ページの「確定申告の受付をみつきいホールで実施」に
記載している会場受付とLINEアプリで入場整理券を発券します。

市役所・吉川支所は1月4日(木)から開庁します。



税申告

確定申告の受付をみつきいホールで実施

住民税申告および確定申告の受付
をみつきいホールで合同開催しま
す。

期間

2月8日(木)～3月15日(金)(平日のみ)
午前9時～午後4時

譲渡所得・贈与税の相談日

土地などの譲渡所得や贈与税に
関する相談は、次の日程にお越し
ください。

- ・2月16日(金)、19日(月)、21日(水)、26
日(月)、28日(水)
- ・3月4日(月)、6日(水)、8日(金)、11
日(月)、13日(水)、15日(金)

会場

市役所 3階みつきいホール
(期間中、三木税務署内に相談会
場はありません)

入場整理券

申告相談は入場整理券が必要で
す。会場受付とLINEアプリ※
で発行します。

- ※下記の二次元
コードを読み
取り、LINE
Eで「国税庁」



▲LINEで「国税庁」
を友達追加し
てください

を友だち追加してください。
LINEから発行した整理券
は確定申告、住民税申告ごち
らでも使用可能です。

お願い

- ・来場者が多数の場合は早めに受
付を終了する場合があります。
- ・当会場はスマホ申告を推奨して
います。来場はスマートフォン
とマイナンバーカードを持参し
てください。

税理士相談

2月8日(木)～15日(木)
近畿税理士会三木支部の税理士
が対応します。

問・三木税務署 ☎82・0501
・(市)税務課 市民税係



固定資産税

償却資産の申告は1月31日までに

1月1日時点で市内で事業を営ん
でいる方は、確定申告とは別に償却
資産(固定資産税)の申告が必要で
す。償却資産をお持ちでない方も申
告してください。申告用紙が必要な
方は連絡してください。

これも償却資産です

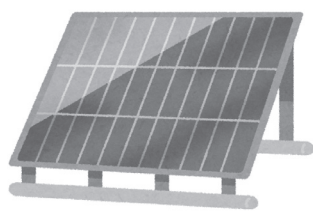
- 太陽光発電設備・内装工事(借主
取付)・外構工事(アパートなど)
農業用機械・ビニールハウスなど

提出先

市役所3階税務課または吉川支
所市民生活課の窓口に参加、また



▲ホームページ
はこちら



は郵送してください。電子申告
(e-TAX)でも提出できます。

問・提出(市)税務課 資産税係

税金 社会保険料の納付済額通知を郵送

令和5年中に納付した①国民健康
保険税・②後期高齢者医療保険料・③
介護保険料について、1月末に納税
義務者(被保険者)へ年間納付済額を
はがきでお知らせします。

右記保険料(料)の納付済額は、確
定申告または住民税申告の際に社会
保険料控除の対象となりますので、
はがきは申告時まで大切に保管して

ください。国民健康保険税は加入者
個人ごとの納付済額を記載した通知
を交付することはできません。

対象者

令和5年1月1日～12月
31日(上記保険料(料)を納付した
納税義務者(被保険者)

- 問①(市)税務課 市民税係・管理係
- ②(市)医療保険課 福祉医療係
- ③(市)介護保険課 保険給付係